

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第5回 総会議事録

期日 令和 5年 8月 4日

場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第5回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 8月 4日 (金) 午後 5時00分

3. 閉会日時 令和 5年 8月 4日 (金) 午後 5時40分

### 4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	8番 袴田 光雄 君
9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君
12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君
15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君
18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君	

### 5. 欠席委員

2番 馬場 武雄 君、7番 吉田 良紀 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第12号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第25号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第26号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (7) 議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について

### 7. 会議録署名委員

3番 日ヶ久保 亨 君、4番 玉川 勉 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大  
農林水産課 主幹 成田 和久

### 9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後5時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第5回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 17名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番 馬場 委員は、欠席のむね連絡がありました。(7番) 吉田 委員は、おそらく(不在の事務局へ連絡が)あった、ちょっとわからないですけど、そういうことでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、3番 日ヶ久保 亨 委員、4番 玉川 勉 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の川口次長をご指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第11号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。事務局長。</p>

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは、報告第11号について説明します。</p> <p>議案書の1-1と1-2ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第11号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第12号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第12号について説明します。</p> <p>議案書の2-1及び2-2ページと、資料1から資料4までをご覧ください。</p> <p>照会は3件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないようですので、報告第12号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第23号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案1件であり、所有権移転が1件です。</p> <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>譲渡人は、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>、譲受人は、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>。</p> <p>土地の所在は 北下田80番、地目は畑、面積は1,402平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この</p>

<p>議 長</p>	<p>申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第23号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第23号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第24号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転 用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第24号について説明します。</p> <p>議案書の4-1ページ番号1と、資料6から資料8までを、ご覧 ください。</p> <p>番号1の譲渡人は、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>、譲受人は、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span></p> <p><span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 500px; height: 1em;"></span></p>

■。

土地の所在は、鶉久保山 1 1 7 番 6 8、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は 7, 2 3 1 平方メートルです。

用途、転用の事由は太陽光発電設備敷地となっております。

次に、議案書の番号 2 と、資料 6、資料 9 及び資料 1 0 をご覧ください。

番号 2 の譲渡人は、■

■、譲受人は、■

■。

土地の所在は、鶉久保山 1 1 7 番 9 0 2、地目は畑、面積は 2 8 4 平方メートルです。

用途、転用の事由は太陽光発電設備 管理用道路となっております。

次に、議案書の 4 - 2 ページ、番号 3 及び 資料 1 1 と資料 1 2 をご覧ください。

譲渡人は■、譲受人は■。

土地の所在は、中下田 5 0 番 3、地目は畑、面積は 2 5 6 平方メートルです。

用途、転用の事由は、自己住宅の建築となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。

<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>はい、16番 川口です。</p> <p>7月27日に松林会長、成田 健義委員、私と、西館事務局長、川口事務局次長の5人で調査を行いました。</p> <p>それでは、調査の結果について説明いたします。</p> <p>番号1の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号2の申請地は、太陽光発電設備に接続する管理用道路を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>つづいて番号3の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は浸透枳を設置し、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。</p>



<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画いたしました。</p> <p>申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しております。</p> <p>申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>番号3の農地区分は、役場本庁舎からおおむね500m以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請人は、アパート暮らしの解消のため、自己住宅の建築を計画し、母親の所有する</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>農地である申請地を選定しました。</p> <p>申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第24号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第24号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第25号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第25号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p>

	<p>おいらせ町長より、令和5年7月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。使用貸借権の設定が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は4筆で、合計面積は3,780平方メートル(約0.4ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第25号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、名古屋 誠一 委員 及び 川口 勉 委員 が当事者となっている事案がございます。</p> <p>議案第26号 番号8 及び、議案第26号 番号18は、農業委員</p>

	<p>会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、名古屋 誠一 委員 及び 川口 勉 委員 は、退出をお願いいたします。</p> <p>(名古屋 誠一委員、川口 勉委員 退席)</p> <p>議長 それでは、まず、名古屋 誠一 委員 及び、川口 勉 委員 が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局 (西館事務局長) はい、議長。事務局長。  それでは、議案第26号 番号8及び番号18について説明します。</p> <p>議案書6-3ページと6-6ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は4筆で、合計面積は8,879平方メートル(約0.9ヘクタール)、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
--	---

議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>では、名古屋 委員と川口 委員の入室を認めます。</p> <p>(名古屋 誠一委員、川口 勉委員 入室)</p>
議 長	<p>名古屋 委員 及び 川口 委員にお伝えします。</p> <p>本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第26号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-8ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権の設定が14件、賃借権の設定が6件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は63筆で、合計面積は111,659平方メートル(約11.2ヘクタール)、設定期間は5年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第26号残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第26号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第27号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第27号について説明します。</p> <p>議案書の7ページと別紙資料一式を、ご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年7月24日付けで農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、意見を求められております。担当の、農林水産課 成田主幹から説明します。</p>
<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>農林水産課の成田です。よろしく申し上げます。</p> <p>今回の改正についてですが、町が基本構想を定めるときは、農業</p>

経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、意見聴取のうえ改正手続きを行うものです。

内容は農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、当法第6条第2項で規定する市町村の基本構想に定める事項が改正されたので、おいらせ町の農業経営基盤強化促進基本構想を変更するものです。改正する主な内容ですが、別紙資料の新旧対照表ですね。改正案と現行がついた、横長の新旧対照表で説明します。

こちらの新旧対照表の4ページから7ページに記載の通り、第3として「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加しております。

また、7ページに記載の通り、第4では「効率的かつ総合的な利用」に修正しております。同じく7ページ以降ですね。7ページ以降に記載の通り、第4及び第5では、「利用権設定等に関する事項及び農業従事者の養成」等に関する事項を削り、「地域計画」の事項を追加しております。なお、その他、変更箇所については、新旧対照表のとおり下線で記載しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。

ありませんでしょうか。

16番

議長。16番 川口 勉です。

(川口委員)

ここで、パッとこの資料渡されて、質問ありませんか、と言われ

	<p>でも中々しゃべりようがないんですけど。ひとつだけ要望があります。</p> <p>この前、現地調査に行った時に、公用車が幅が、道路の幅が狭くてたどり着けない場所がありました。で、そういうことから言っても、これからは2トン車でなくて4トン車の車が楽に通行できる農道でなければ営農活動がほとんど難しいと思います。</p> <p>この資料の中にそれがあるのかないのかわかりませんが。また、どこの場所で言うのが適当なものか、そういうのが判断が付きませんが、今、基本構想とあったので、管理してこれから農地整備するときには、4トン車が楽に安全に通行できるようになっていうようなことを、もしこの項目の中にあれば、付け加えていただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>成田さん。</p> <p>(事務局・農林水産課 確認中)</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>あの要望ですから。</p>
<p>議 長</p>	<p>まあ、そういう意見もあるということで、一応。おそらく、そういうの無いと思う。そういうのがあったということで。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>具体的なそういうところまでは書き込んでないと思うから、要望</p>



<p>(西館事務局長)</p>	<p>として承ってきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>あと、ないでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑なしと認め) 議案第27号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第27号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第5回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時24分